

国保年金課からのお知らせ

☎国民健康保険加入の方…国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)
後期高齢者医療加入の方…国保年金課医療福祉係(☎内線2406)

平成30年度から

国民健康保険税の税率が変わります

平成30年度からは国民健康保険制度改革により、県が市町村とともに国保の運営を担うこととなります。新制度では、県から示された国保事業費納付金を県に対して支払い、市の保険給付費の支払いに必要な費用は、全額県から交付されるという仕組みに変わります。

この国保事業費納付金は、国保税と国や県からの交付金などで賄うこととなりますが、医療費の増加や被保険者の減少などによる保険税収入の減少などにより、今後、大幅な収入不足が見込まれます。そのため、急激な負担増とならないよう、一般会計などから税金を補てんし、保険税の引き上げ幅をできる限り抑えたいと、保険税率を改定するものです。

平成30年度からの税率

区分(対象者)		基礎分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上 65歳未満の方)	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	6.59/100	7.26/100	2.68/100	2.36/100	2.08/100	2.04/100
均等割額	1人あたり	20,500円	22,800円	7,700円	7,600円	9,000円	9,100円
平等割額	1世帯あたり	24,900円	28,300円	9,300円	9,500円	6,300円	6,400円
課税限度額		540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

※平成30年度の納税通知書は7月中旬に、年金差引の方への税額決定通知書は7月下旬に送付予定です。

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。(世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります。)この軽減を受けるには、前年分の所得の申告が必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯所得が33万円	7割
世帯所得が33万円+(27万5千円×被保険者数)	5割
世帯所得が33万円+(50万円×被保険者数)	2割

後期高齢者医療保険料について

平成30年度、31年度の後期高齢者医療保険料率は、前年度の保険料率が据え置かれ、**均等割額は39,500円、所得割率は8.00%**となります(保険料率は県内一律で、2年ごとに見直されます)。また、平成30年度の保険料賦課限度額、均等割額及び所得割額の軽減判定と軽減割合は下記のとおり変更になります。

- ・保険料賦課限度額(上限額)が57万円から**62万円に引上げ**
- ・均等割額を減額する基準の見直し(被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減：27万円から**27万5千円**へ、2割軽減：49万円から**50万円**へ、それぞれ引上げ)による**保険料軽減対象の拡大**
- ・後期高齢者医療制度加入前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方の均等割額について7割軽減から**5割軽減へ引下げ**
- ・所得割額の**2割軽減の廃止**

※平成30年度の保険料額は、7月中旬に送付する「後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書」でご確認ください。